



こんなとき健康保険は使えるの？

仕事中や通勤途中以外の
第三者(他人)の行為
によるケガ

協会けんぽに
「第三者行為による
傷病届」の提出
が必要です

第三者行為
による傷病届



たとえば…

交通事故



暴力行為



他人の飼い犬に咬まれた



など

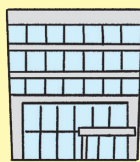
協会けんぽは、加害者が負担するはずの治療費を一時的に立替えて、後日加害者に請求します。



被害者

① 「第三者行為による
傷病届」を提出

② 健康保険で
保険診療を受ける



協会けんぽ

③ 健康保険が負担した
医療費を請求

④ 医療費を支払う



加害者

接骨院・整骨院
にかかるとき

原因がはっきりしている
外傷性のケガで、
慢性的ではないもの

打撲・捻挫・肉離れ(挫傷)、
骨折※・ひび※・脱臼※
※原則、医師の同意が必要

はり・きゅう
にかかるとき

慢性病で、
適当な治療手段がなく、
医師の同意書があるもの

神経痛・リウマチ・
頸腕症候群・五十肩・腰痛症・
頸椎捻挫後遺症 等

あん摩・マッサージ
にかかるとき

医療上、
マッサージを必要とし、
医師の同意書があるもの

筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮 等

【重要】
施術を受ける際のポイント

- ① 負傷原因を正確に伝える
- ② 「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、必ず自分で署名する
- ③ 領収書をもらい、保管する



協会けんぽから施術内容についてお尋ねすることがあります

適正な支払いのために、協会けんぽからお電話または文書にて、施術内容などを照会させていただくことがあります。ご理解とご協力をお願いします。



? こんなとき 健康保険 は使えるの? ?

同じケガでも 仕事中・ 通勤途中※のケガ

労災保険(労働者災害補償保険)の 対象となる場合、健康保険は使用できません。

病院などを受診するときは、労災であることを伝え、事業所を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

※1 請負の業務(シルバー人材センターの会員等)やインターンシップなど、労災保険の対象外となる場合には、健康保険が使用できます。

※2 被保険者5人以上の法人役員の方の仕事中のケガについては、労災保険の対象外となる場合でも、健康保険は使用できません。

仕事中

たとえば…

- × 仕事が原因でケガをした
- × 職場内でケガをした
- × 出張中にケガをした



通勤途中

- × 通勤途中の路上や駅などでケガをした
- × 帰宅途中に交通事故にあった(寄り道等なし)



ご注意を!

- 個人や会社の判断で健康保険か労災保険かを選択することはできません。
- 誤って健康保険を使用したときは、かかった医療費を返納いただきます。

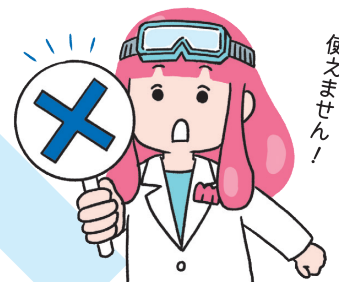
接骨院・整骨院 にかかるとき

原因不明の痛み、
病気による痛み など

慢性的な肩こり、筋肉疲労、腰痛 等

はり・きゅう、 あん摩・マッサージ にかかるとき

医師の同意書がないもの



使えません!

COLUMN

健康経営®で労災防止!

従業員様の健康保持・増進を推進する「健康経営」は、労災の予防にも効果を期待できます。労災防止の観点からも健康経営について考えてみましょう。

※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

会社様の健康経営を
三重支部がサポートさせて
いただく「健康事業所宣言」を
ぜひご活用ください!



詳しくはこちら

高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は一部負担金の割合が「2割」になります

医療機関における一部負担金の割合が現役並みであるとして「3割」となっている方であっても、令和6年(2024年)中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

70歳以上の被扶養者を
有する場合

(被扶養者の収入と合わせて)
520万円未満

70歳以上の被扶養者を
有しない場合

383万円未満

(被保険者の収入が383万円以上の方のうち)
旧被扶養者を有する場合

(旧被扶養者の収入と合わせて)
520万円未満

制度の詳細や申請方法は [こちら](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sbb3166/260812/#linkseido) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sbb3166/260812/#linkseido>

